

土木工事検査規程（昭和四十六年四月一日訓令第九号）

土木建築局

各建設事務所

広島港湾振興事務所

土木工事検査規程を次のように定める。

土木工事検査規程

土木工事検査規程（昭和三十二年広島県訓令第二十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 知事が行う土木に関する工事のうち土木建築局が所掌するもの（以下「工事」という。）の検査（以下「検査」という。）については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（検査の種類）

第二条 検査は、材料検査、中間検査、出来形検査及びしゆん功検査の四種とする。

（検査員）

第三条 材料検査及び出来形検査は、建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）第十九条第一項の規定による監督職員（以下「監督職員」という。）が行う。

2 中間検査は、建設事務所の長及び広島港湾振興事務所の長（以下「所長」という。）が命じる職員が行う。

3 しゆん功検査は、土木建築局長（以下「局長」という。）が命じる職員が行う。ただし、請負代金額が一億円（広島港湾振興事務所にあつては一億五千万円）未満の工事のしゆん功検査は、所長が命じる職員が行う。

4 局長は、必要があると認めるときは、第二項及び前項ただし書の規定にかかわらず、その命じる職員に当該工事の中間検査又はしゆん功検査を行わせることができる。

5 前二項のしゆん功検査については、次に掲げる検査を除き、当該工事の監督職員を検査員とすることはできない。

一 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う工事現場への交通が著しく困難であるため、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査

二 検査を行うために特別な技術を要するため、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査

三 維持修繕に関する工事で、当該工事の施行後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

四 その他特別な事情のある検査

（検査の方法）

第四条 検査は、すべて契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）と照合して行わなければならない。

第五条 材料検査は、当該材料の品質、寸法及び数量について行うものとする。

第六条 出来形検査は、当該工事の現在の出来形について行うものとする。

第七条 中間検査は、当該工事の工程、使用材料の適否その他工事が適正に行われるために必要な事項について、所長が必要と認める時期及び方法により行うものとする。

第八条 しゆん功検査は、当該工事の完成した出来形について行うものとする。

(検査の立会い等)

第九条 中間検査及びしゆん功検査には、当該工事の受注者のほか、監督職員が立ち会うものとする。ただし、軽微な工事等については、監督職員の立会いを省略することができるものとする。

2 局長は、必要があると認めるときは、その命ずる職員をしゆん功検査に立ち会わせることができる。

第十条 出来形検査を行つた職員は、当該検査について調書を作成しなければならない。

第十二条 第三項本文又は第四項の規定により検査を行つた職員は、検査の結果工事の一部が契約条項に違背しているとき（根据の埋戻しを怠り、又は仮工事の復旧をしていないときを含む。）は、直ちに、相当の期間を明示して当該期間内に手直しを完了させるよう所長に指示しなければならない。

2 前項の規定により指示をした職員は、当該指示した事項を局長に報告しなければならない。

(市町工事の検査)

第十二条 この規程中しゆん功検査に関する規定は、広島県補助金等交付規則（昭和四十八年広島県規則第九十一号）第十三条の規定により補助事業の完了を確認するため工事の検査を行う場合に準用する。この場合において、第九条第一項中「監督職員」とあるのは「市町長又はその代理人及びその工事の指揮監督を行つた職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により工事の検査を行つたときは、当該検査を行つた職員は、別記様式第一号による工事検査報告書を作成して局長に提出するとともに、別記様式第二号による工事検査書を作成して当該市町長に交付しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年四月一日訓令第一一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二七日訓令第九号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年六月五日訓令第九号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年四月一日訓令第五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一日訓令第六号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月一日訓令第一六号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年一二月一八日訓令第二四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年四月一日訓令第四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一〇月二日訓令第一三号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一一日訓令第八号）

この訓令は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成一二年四月一日訓令第七号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年四月一日訓令第六号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日訓令第三号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月一日訓令第五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日訓令第五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年四月一日訓令第三号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日訓令第九号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年四月一日訓令第六号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年四月一日訓令第四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年四月一日訓令第五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第12条関係)

工事検査報告書

下記工事について検査し、相違なく完成したことを認めます。

平成 年 月 日

検査員職氏名 印

広島県 局長様

工事所属年度		平成 年度		市町名	
工事	事業名			完成届年月日	平成 年 月 日
	路線河川、橋りょう、港湾名			施工者住所氏名	
	工事箇所			検査立会者職氏名	
	工事費	請負対象額	請負額	検査年月日	平成 年 月 日
	工期	平成 年 月 日 平成 年 月 日		出来形総合成績	
検査事項			出来形成績内訳		
			評定項目	認定比率	評点
			出来形	×0.3	点
			品質	×0.4	点
			出来栄え	×0.3	点

様式第2号(第12条関係)

工 事 檢 査 書

下記工事について検査し、相違なく完成していることを認めます。

平成 年 月 日

検査員職氏名 印

様

工 事 所 属 年 度		平成 年 度		市 町 名	
工 事	事 業 名			完 成 届 年 月 日	平成 年 月 日
	路 線, 河 川, 橋りょう, 港 湾 名			施工者 住 所 氏 名	
	工 事 箇 所			検 査 立 会 者 職 氏 名	
	工 事 費	請負対象額	請 負 額	検 査 年 月 日	平成 年 月 日
	工 期	平成 年 月 平成 年 月	日 月 日	備 考	